

令和４年度第４回高知市公害対策審議会議事録（要旨）	
日 時	令和５年３月２２日（水） １０：００～１２：００
場 所	高知市本庁舎 ６Ｆ ６１８ 会議室
出席委員	藤原 拓会長，長尾 達雄副会長，竹島 敬志委員，杉本 幸三委員，西森 やよい委員，須内 宗一委員，内田 洋子委員 以上 委員 １１ 名中 ７名出席で過半数以上出席のため審議会成立
欠席委員	西村 澄子委員，谷脇 明委員，島内 理恵委員，山崎 慎一委員
事務局	高岡環境部長，児玉環境部副部長，中山環境保全課長，小原環境保全課長補佐，森田環境保全係長，小野生活排水係長，溝渕主任，㈱日水コン（４名）
議題	議題１ 「第３回高知市公害対策審議会」の意見等に対する回答について 「第３次高知市生活排水対策推進計画（案）」のパブリックコメントの結果と修正箇所について 資料① 第３回公害対策審議会意見と回答一覧 資料② 第３次高知市生活排水対策推進計画（案）の変更点 資料③ 汚濁解析に関する説明資料（参考資料） 資料④ 第３次高知市生活排水対策推進計画（案） 資料⑤ 第３次高知市生活排水対策推進計画概要版（案） 資料⑥ 差し替え訂正箇所（別紙） 議題２ 「騒音，振動及び悪臭規制区域の見直し」について 資料⑦ 騒音，振動及び悪臭規制区域の見直し資料
審議事項	議題１ 「第３回高知市公害対策審議会」の意見等に対する回答事項 「第３次高知市生活排水対策推進計画（案）」のパブリックコメントの結果と修正箇所 議題２ 「騒音，振動及び悪臭規制区域の見直し」説明

議題1 「第3回高知市公害対策審議会」の意見等に対する回答
「第3次高知市生活排水対策推進計画(案)」のパブリックコメントの結果と修正箇所
(資料①～⑥)

指摘内容①汚濁解析について説明

<藤原会長>

この件に関してご質問等ありますでしょうか。続いて、説明をお願いします

指摘内容③脱炭素の目標について説明

<藤原会長>

環境配慮型の合併処理浄化槽が省エネ型であるということとイコールかどうかはすぐに理解しにくい。そのあたりの説明はどこかに追記されていますか。

<事務局>

最後の用語集の36番。消費電力が、環境省の示した省エネ基準適合する浄化槽であるという形で、記載させていただいております。

<藤原会長>

それであれば、この点を回答欄に追記しておいていただいた方が良い。

<事務局>

回答に追記します。

指摘内容⑦、⑧湾口の環境基準点について説明

<藤原会長>

今の説明についてよろしいでしょうか。特に意見をいただいた委員の方がいかがでしょうか。

<須内委員>

それで構わないと思います。ただし、藤原会長の指摘、県の環境審議会との兼ね合いの方のお答えがないと感じます。

<事務局>

環境基準点を変更する際には、県の環境審議会(水環境部会)に提出しまして検討するのですが、現在のところ113, 114につきましては、環境基準点のまま残していくという形で話を進めています。

< 藤原会長 >

よろしいですか。今の回答で大丈夫でしょうか。

< 須内委員 >

会長の方がよろしければ、自分は構わないです。

< 事務局 >

回答に関する説明は以上になります。

< 藤原会長 >

資料には記載されているが説明がなかった案件がいくつかあると思いますが、それらも含めて委員の皆様、このような回答で大丈夫でしょうか。何か疑問がありましたら挙手をいただければと存じます。

特にないようですので、次の議題にうつりたいと思います。

計画案の変更点と修正箇所及びパブリックコメントの結果、意見がなかったことについて説明

< 藤原会長 >

ありがとうございました。皆さまの意見等を踏まえて、目次の構成を含めて事務局の方で、かなり修正をいただいたところですが、何かご意見がありますか。

< 西森委員 >

最後の名簿のところについて少し気になることがあります。藤原先生は京都大学教授と書かれていて、島内先生は学部まで書かれています。いずれかに統一した方がよろしいかと思いますがいかがでしょうか。

< 事務局 >

統一するようにします。

< 藤原会長 >

書類として統一した表記をというご指摘だと思いますのでよろしくお願いします。

< 事務局 >

承知しました。

<内田委員>

今回の計画案は、すごく読みやすくなったなという感じがしました。年度の表記も変えていただいたのですが、この表紙のところから本文を見ると、本文は令和が先で西暦が後という表記になっている。しかし、表紙だけは、令和が後になっている。その辺りも本文と統一された方がいいと思います。それと、表のなかでは、平成、令和をH、Rと表記しているが、漢字の令和、平成に直された方が良いと思います。

<事務局>

表の中は、幅が広がってくるのでアルファベット表記で統一しています。

<内田委員>

わかりました。ただ、本文の中にも時々ありましたのでもう一度全体を見てください。それと20ページの6行目の括弧が一つ余分で誤字と思われるので修正が必要と思われます。全体的にはすごく素人でもわかりやすくなったと思いました。

<事務局>

確認して修正します。

<藤原会長>

他ご意見がなければ、計画案の案件はすべて終了でよろしいですか。

<各委員>

はい

議題2「騒音、振動及び悪臭規制区域の見直し」

資料⑦

騒音、振動及び悪臭規制区域の見直しについて説明

<藤原会長>

今の説明に対しまして、何かご質問ご意見等ございませんでしょうか。

<須内委員>

市計画区域外まで入れると14種類ありますけれども、それぞれの区域は、騒音規制法であれば、この区域なら第一種、ここの区域だったら第二種と決まっていて、用途区域が変更になったので、それに合わせて規制区域も変更したという理解でよろしいですか。

<事務局>

その通りです。

<須内委員>

大津緑地はどのように見直されたのか、わかれば教えてほしい。

<事務局>

大津緑地のエリアの見直しを行った理由は、詳しくはわからないが、緑地のエリアが狭まったようです。その結果として用途地域の変更を行ったという形です。

<須内委員>

了解しました。

<西森委員>

今回は、公報に公示するということですが、それ以上に何か特段の措置はとられるのかというのが質問になります。

おそらく、一般に関係しそうなのが不動産の取引業者が、重要事項説明書で、用途地域のことをもちろん書くのと、振動や騒音とかも書いている場合があるような気がします。

あと実際関係する工事関係業者であろうかと思います。こういう人たちも当然、常に気を張りながら工事を行っているはずだろうと思います。

用途地域と本来連動しているものなので、後者については、用途地域がどれであればどれぐらいの騒音を出していいか振動を出していいかということで、工事業者はそれほど実務に影響はないかもしれないが、不動産業者は場合によったら、この5月1日の公示から6月1日以降の取引にかけて、書きぶりが相当変わる可能性があるのではないかと思います。この辺りについて特段の何か手立ては考えておられますか。不動産業者の重要事項説明書に必ず書いてあったかと少し自信はないのですが、見たような記憶があります。

<事務局>

基本的に用途地域が変更になった時点で、不動産の方は価格というか価値というかそちらの方はちょっと詳しくわからないのですけれども、この騒音規制というのはそもそも、それぞれの用途地域について、数字として規制されているものであり、都市計画上の用途地域の変更は行われているので、おそらく土地の方には、騒音規制はあまり影響はないと思います。

<西森委員>

重要事項説明書は、必ず不動産取引の時に、契約書と同時に説明すべきものとして添付資料として存在する。そこで、こちらの用途地域はみたいな商談をやるときに、振動とかの記載も書いてある場合もあるのかとも思う。

その数字がたかが1から2に変わるとか、2から1に変わるとかそういう話なのですが、もし書かれているものであれば、かなりの事務的な変更を求められる可能性があると思います。業者さんたちが、そこら辺の実情を私も今自信持って絶対重要事項説明書に書いてあるから、必ず徹底しておかないとまずいですとまでは申し上げにくいのですが、もしそういう実情があるのであれば、何か宅建業協会みたいなところとか通じて特段の配慮をした方がいいのではないかと思います。

今思いついたのは工事と不動産取引ですけど他にも、その業者は日常使う書類に騒音振動が第何種と書くことが通例であるような業種がもし他にあれば、業界団体を通じて周知することが必要かもしれない。高知市公報の公示だけでよいのかということと思う。

<事務局>

この騒音規制区域につきましては、実はあまり公にできていなくて、ホームページ上にも、まだあげてない関係で、実際そのエリアが、何種なのかというのは、電話や窓口で尋ねられて答えるような対応しかできていません。それなので、先ほど申し上げたこのエリアの苦情もないのですが、特に問い合わせもないので、このエリアに関して、変更が遅れていたこととかが、これまで特段に問題があったこともありません。幸いにしてというのは変ですけれども。おそらく5月いっぱいの中に、問合せがあった場合には、対応しなければならないかと思いますが、不動産業者さんたちも、その騒音規制区域を詳しく確認していないのではないかと思います。つまり、1種住専なので、1種でしょうというような対応をされている。都市計画図の方はホームページで確認できるので、都市計画図を確認した上で重要事項説明書が書かれているのではないかと思います。なので、結果的には大丈夫なのではないかと思っております。

<長尾委員>

事務局から問題がなかったので良いという説明があったが、それはちょっと間違い。例えば、(3)の愛宕の江ノ口の小学校。これは都市計画道路になり現在工事中で、沿道利用が変わります。必然的に用途が変わらないが、その手続きが遅れているということです。苦情がなかったから良いということではなくて、市役所の部局間の連絡が十分に取れていれば、手続きの遅れが生じなかったわけで、問題がなかったからよかったということではない。

<事務局>

申し訳ありません。

<藤原会長>

ご指摘ありがとうございました。ご指摘の通りかと思います。

<須内委員>

自分は昔、公害の苦情処理をしていました。自分が苦情処理していた頃は、年間に 100 件ぐらい苦情がありました。今回、大体が用途区域の変更が、規制的には緩いものになっているのですが、今の苦情処理はどれぐらいあるのか。あまりなければいいと思いながら聞いています。

<事務局>

年間大体 100 件前後で推移しています。昨年度は、少し多く 100 件を越しましたが、今年度は 70 件程度になりそうです。

<須内委員>

苦情の内訳はどうですか。

<事務局>

半分以上は騒音になります。昨年度の苦情件数 100 件のうち、6 割が騒音振動です。

<竹島委員>

用途区域の変更は具体的にどういうふうなところで変更しているのか。今回の例えばイオンのケースだったらそこはイオンだけなので商業地域とすることになったと思われるが、用途区域が変わると、騒音と振動の規制が変わって、やはりイオンの周りの地域にも、影響が出てくるのではないかと思う。そこら辺りについてどのようなお考えのもとに行っているのかを参考までに聞かせていただきたい。

<事務局>

用途地域変更を行うのは都市計画課の方でして、正直、どうして、これほど変わるのかなと思っています。都市計画課で審議会なり公聴会を開き行っていると思うのですが、ここで細かく変えるプロセスについては、把握できていなくて、あまり詳しいことまではわかりません。

<竹島委員>

ありがとうございます。用途区域と規制区域、その整合性はいいのではないかと思います。用途区域を変更するときには、規制区域の基準を確認していただきながら行うことも、お願いしたいと思います。

<事務局>

わかりました。

< 藤原会長 >

他にご意見がなければ、今回の審議案件としては、規制区域の見直しに関する事務局案を了承したいと思います。ただし、長尾委員からご指摘ありましたように、今回、都市計画課との連携不足もあってかなり遅れての対応になったということで、結果的に問題が生じなかったから良いというわけではないというご意見もありました。この審議会としては、今後は遅滞なく、規制区域の見直しを行うように要望することを一言添えた上で、今回の議案については了承するというまとめ方でいかがでしょうか。

審議会としては、事務局案をそのまま了承するというのではなく、その問題点についてはきちんと指摘をして改善を求める形でまとめたほうが良いと思われる。事務局の方でも、今後、都市計画課との連携に関する対応策を示していただいています。審議会としても、今後はこのようなことがないように申し入れる一言を添えて、事務局案を了承するというでいかがでしょうか。

< 各委員 >

はい。

< 藤原会長 >

では、そのような形で承認をさせていただきたいと思います。